

令和2年12月

令和3年度研修実施計画（案）についての説明

裁判所職員総合研修所

第1 検討の視点**1 研修実施計画策定に当たっての基本的な考え方**

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）では、社会経済情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢、特に、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況にあることを踏まえ、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修を計画・実施している。その基本的な視点は、次のとおりである。

- (1) 裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成する。
- (2) 各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る。
- (3) 裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る。
- (4) 社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応する。

2 令和2年度の研修実施状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、①養成課程については、在宅学修、DVD視聴及びオンライン研修を集合研修に一部併用する方法で実施し、②中央研修、高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自庁研修については、実施する必要性が特に高いと認められるもの（採用や昇任に伴う導入系の研修や、施策遂行上の必要性が特に高いもの）を除き、基本的に中止した。

3 令和3年度研修実施計画（案）の策定に当たっての考慮要素

- (1) 新型コロナウイルス感染症をめぐっては、感染拡大に係る今後の動向を現時点において見通すことは極めて困難であり、令和3年度も、総研において、引き続き着実に感染防止策を講じつつ、周辺自治体の理解を得て円滑に研修を実施するには、研修のため総研に集合させる職員の人数を、令和2年度と同等の規模（概ね400人前後）を上限とすることを軸に調整を行う必要がある。
- (2) このような状況下で、書記官養成課程については、令和3年度も引き続き、オンライン研修を一部併用して実施する見通しである。養成課程以外の研修にオンライン研修を導入することについては、そのためのインフラが整備されていない現状においては、少なくとも令和3年度については困難であるが、中央研修及び研究については、養成課程へ影響を与えないように配慮しつつ、可能な範囲で養成課程用のインフラを試行的に利用すること等を検討したい。
- (3) 令和3年度は、特段の事情がない限り、研修実施計画に登載された研修の全てを実施することが原則となろうが、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しが不透明な中であっても、可能な限り、職員の研修参加機会と研修効果を確保するためには、研修対象者が多数に上る高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自庁研修について、同年度中の実施の必要性や期間の短縮、実施方法等に関する総研の基本的な考え方を示し、下級裁が、庁の実情に応じた柔軟な対応ができるよう支援する予定である。

第2 令和3年度研修実施計画

1 概要

令和3年度研修実施計画は、上記の視点を踏まえ、事務総局及び各高裁とも連携を密にしながら、職員の現状や課題、職場のニーズを的確に把握、分析した上で、時宜にかなった適切な研修の企画実施に努めていきたいと考えている。

その概要は、別添「令和3年度研修実施計画（案）」のとおりであり、令和2年度研修実施計画からの主な変更点は、以下に記載したとおりである。

2 令和2年度研修実施計画からの主な変更点

(1) 中央研修

ア 総研に集合する職員の人数を調整するための変更（前記第1の3(1)）

(ア) 実施時期の変更

例：係長等（総務担当）研修（10月→6月），係長等（人事担当）研修（10月→7月），民事実務研究会（第2回）（1月→12月），執行官実務研究会（2月→3月）

(イ) 実施回数の削減

例：中間管理者研修Ⅱ（2回→1回）

(ウ) 人員の縮小

例：中間管理者研修Ⅰ（第2～4回）（約80人→約30人），家庭裁判所調査官特別研修（第1～2回）（約40人→約25人）

イ その他の事情による変更

(ア) 実施回数の増加（令和2年度未研者対応）

例：中間管理者研修Ⅰ（3回→4回），次席家庭裁判所調査官等研究会（1回→2回），主任家庭裁判所調査官研修（1回→2回）

(イ) 実施時期の変更

例：実務指導研究会（書記官ブラッシュアップ研修の実施に向けた高裁における準備期間，参加者増に伴う演習室等の確保等を考慮（5月→4月））

(ウ) 期間の変更

例：研修計画協議会（集合方式からテレビ会議による同時配信方式への変更による短縮（2日→1日）），実務指導研究会（DVD教材の事前配布を併用することによる短縮（2日→1日）），

主任家庭裁判所調査官研修（組を単位とした事務処理の考え方を一層反映させるためのカリキュラム再編（4日→3日））

(2) 高裁委嘱研修及び総研が通達を发出する自庁研修

ア 実施の必要性に関する総研の基本的な考え方（前記第1の3(3)）

参考となる指標は以下のとおり

(ア) 基本的に必ず実施するもの

例：新任中間管理者研修，書記官ブラッシュアップ研修，新任係長研修，新採用職員研修，フォローアップセミナー，フレッシュセミナー

(イ) 基本的に実施するもの

例：次席家庭裁判所調査官等実務研究会，家庭裁判所調査官実務研究会，事務官法律研修，ステップアップ研修

(ウ) 実施が困難である場合は令和4年度以降への繰越しも可とするもの

例：事務官専門研修，ジャンプアップ研修

イ 期間の短縮に関する総研の基本的な考え方（前記第1の3(3)）

期間を短縮する場合の下限を明示

例：新任中間管理者研修（5日→3日），新任係長研修（3日→1日），新採用職員研修（5日→2日）

ウ 実施方法に関する総研の基本的な考え方（前記第1の3(3)）

所定の研修効果をできるだけ確保するための工夫を講じた上で，各庁の判断により，集合研修に代えて，研修の全部又は一部にテレビ会議による同時配信やDVD視聴等を活用することも可（ただし，令和3年度のオンライン研修の導入は不可（前記第1の3(2)））

(3) 研究

(4) 裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程

ア 令和3年度裁判所書記官養成課程及び家裁調査官養成課程の予修期及び実務修習等の実施時期の変更について

(ア) 裁判所書記官養成課程第一部第18期及び第二期第18期につき、研修生の所属庁において予修期修習を実施することとし、これに伴い、令和3年5月10日に入所式を実施した後、第一部第18期につき第1期研修、第二部第18期につき裁判事務修習をそれぞれ開始することとした。また、実務修習の終了時期を同年9月24日とし、同月27日から第一部第18期につき第2期研修、第二部第17期につき第3期研修をそれぞれ開始することとした。

(イ) 家庭裁判所調査官養成課程第18期につき、研修生の所属庁において予修期修習を実施し、令和3年5月10日に入所式を実施した後、前記合同研修を開始することとした。第17期は、養成課程の修了日を令和4年3月25日としたことに伴い、後期合同研修の開始日を従来よりも2週間後倒しして、9月16日から実施することとした。

イ 令和3年度裁判所書記官養成課程の一部におけるオンライン形式による研修（以下「オンライン研修」という。）の実施について

(ア) 第一部第18期

次の3期間について、オンライン研修を実施する。その他の期間は、所属庁での予修期修習若しくは実務修習又は総研での集合形式による研

修（以下「集合研修」という。）（試験を含む。）となる。オンライン研修は、①の期間は単独で、②及び③の期間は、第二部第17期と合同で実施する。オンライン研修の受講場所は、令和2年度と同様、一都三県の4庁（東京、横浜、さいたま及び千葉）に所属する養成課程生は総研、その他の養成課程生は所属庁等とする。

- ① 5月10日（月）から7月16日（金）まで（第1期）
- ② 11月15日（月）から12月28日（火）まで（第2期1）
- ③ 令和4年3月1日（火）から同月25日（金）まで（第2期2）

(イ) 第二部第17期（二部2年）

次の2期間について、オンライン研修を実施する。4月から実務修習までの期間は、令和2年度に引き続き集合研修を実施する（二部1年時の令和3年3月1日から総研における集合研修を実施しており、同年4月以降も引き続きこれを実施する。）。所属庁での実務修習の後、総研における集合研修（試験を含む。）を経て、オンライン研修に切り替える。①及び②の期間とも、第一部第18期と合同で実施する。オンライン研修の受講場所は、(ア)と同様である。

- ① 11月15日（月）から12月28日（火）まで（第3期1）
- ② 令和4年3月1日（火）から同月25日（金）まで（第3期2）

(ウ) 第二部第18期（二部1年）

10月15日（金）から令和4年2月28日（月）までの期間について、オンライン研修を単独で実施する。その他の期間は、所属庁での予修期修習若しくは裁判事務修習又は総研での集合研修（試験を含む。）となる。オンライン研修の受講場所は、(ア)と同様である。

ウ 家庭裁判所調査官養成課程について

前期合同研修においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等に鑑みながら、見学、実習の実施の可否を検討する予定である。また、令和

3年10月から実施予定である新様式の少年調査票に対応した講義、演習を実施する予定にしている。

後期合同研修は養成課程第17期生が対象となるが、養成課程第17期生は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びそれに伴う緊急事態宣言の影響により、当初予定していた前期合同研修のカリキュラムが実施できていない。したがって、後期合同研修の実施に当たっては、養成課程第17期生の実務修習の実施状況や到達目標の達成状況等を踏まえ、カリキュラム全体を再度検討し、前期合同研修で実施できなかった科目を実施したり、既存の科目の単位数を増設したりすることも視野に入れながら、任官に向けて必要な指導が行えるように配慮したいと考えている。

